

○今治市朝倉白坂ふるさと交流館条例施行規則

平成17年 1月16日

規則第194号

改正 平成19年 3月30日規則第6号

平成29年 3月29日規則第24号

令和元年10月 1日規則第44号

令和 5年10月 1日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市朝倉白坂ふるさと交流館条例（平成17年今治市条例第212号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 今治市朝倉白坂ふるさと交流館（以下「交流館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(開館時間)

第3条 交流館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 特産品販売所 午前9時から午後5時まで
- (2) 食堂 午前9時から午後10時まで

(特産品販売所及び食堂の使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により、特産品販売所及び食堂（以下「特産品販売所等」という。）の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝倉白坂ふるさと交流館使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(申請期日の制限)

第5条 市長は、使用開始の日6月以前の申請については、受け付けないものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるものについては、この限りでない。

(許可書の交付等)

第6条 市長は、特産品販売所等の使用を許可したときは、朝倉白坂ふるさと交流館使用許可書（別記様式第1号）を申請者に交付する。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が特産品販売所等を使用しようとする

きは、市の係員に前項の許可書を提示し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、特産品販売所等の使用を中止しようとするときは、朝倉臼坂ふるさと交流館使用中止届兼還付申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の届又は申請を許可したときは、朝倉臼坂ふるさと交流館使用中止・還付許可書（別記様式第2号）を使用者に交付する。

（使用料）

第7条 条例第9条の別表に規定する特産品販売所の月額使用料は2万1,000円とし、食堂の月額使用料は5万円とする。

（使用料の減免の申請）

第8条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の申請時に朝倉臼坂ふるさと交流館使用料減免申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可したときは、朝倉臼坂ふるさと交流館使用料減免許可書（別記様式第3号）を申請者に交付する。

（使用料の還付率）

第9条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の基準によるものとする。

(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率 100分の100

(2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率 100分の100

(3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率 100分の50

（商品の購入及び販売整理）

第10条 市長は、使用者に商品の購入及び販売した品物等について、必要な簿冊を備え付けて整理させなければならない。

（審議会の委員長及び副委員長）

第11条 今治市朝倉臼坂ふるさと交流館運営審議会（以下「審議会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第12条 審議会の会議は、年1回の定例会及び臨時会とし、必要に応じ委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員定数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第13条 審議会の事務は、朝倉支所において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の朝倉村臼坂ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年朝倉村規則第28号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第24号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日規則第44号）

この規則は、令和元年10月1日から施行し、同日以後の使用に係るものについて適用する。

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年10月1日規則第35号）

別記様式第1号(第4条、第6条関係)

朝倉白坂ふるさと交流館使用許可申請書

年 月 日

(宛先)今治市長

住 所
申請者 氏 名 印
電 話 () —

次のとおり今治市朝倉白坂ふるさと交流館条例第4条の規定により、今治市朝倉白坂ふるさと交流館を使用したいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	
その他必要事項	

朝倉白坂ふるさと交流館使用許可書

上記のことは、許可します。	記号第 号
年 月 日	
許可条件	今治市長 印

別記様式第2号(第6条関係)

年 月 日	
朝倉臼坂ふるさと交流館使用中止届・還付申請書	
(宛先)今治市長	
申請者	住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 () 印
次のとおり、使用を中止したいのでお届けします。 使用料の還付を申請します。	
許 可 日	年 月 日
許 可 番 号	記号 第 号
使用を中止した施設	特産品販売店 食堂
使用中止理由	
※ 還 付 率	(1) 市の必要により許可を取り消したとき 還付率100分の (2) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき 還付率100分の (3) 使用の中止又は変更の申出をした場合で相当の理由があると認めるとき 還付率100分の
既納使用料	円 還付申請額 円
備考	

※の欄は、記入しないでください。

使用中止前の使用許可書を添付してください。

記号第 号

朝倉臼坂ふるさと交流館使用中止・還付許可書

上記のことは、使用中止兼還付を許可します。

年 月 日

今治市長 印

別記様式第3号(第8条関係)

朝倉臼坂ふるさと交流館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)今治市長

住 所
申請者 氏 名 印
電 話 () —

今治市朝倉臼坂ふるさと交流館条例第10条の規定により、次のとおり使用料の減額・免除を受けたいので申請します。

許可を受けた年月日 及び許可番号	年 月 日 記号第 号
許可内容	
減額・免除を申請する 理由及び金額	円
備 考	

朝倉臼坂ふるさと交流館使用料減免許可書

	記号第 号
上記のことは、減額(円) 免 除 を許可します。	
年 月 日	
	今治市長 印

別記様式第1号（第4条、第6条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第8条関係）